



この資料は、平成27年度 文化庁委託事業「生活者としての外国人のための日本語教育事業」により作成しています。

内容については、平成28年1月時点の情報をもとにしています。

# みちか ぜいきん 【身近な税金】



わたし たちの みちか には、 いろいろ ぜいきん があります。どんな税金があるでしょう。

たとえば、 消費税、 所得税、 住民税、 自動車税、 酒税、 たばこ税、 固定資産税などがあります。



では、私たちが納める税金は、どのように使われているのでしょうか。

税金は、例えば、私たちが使う道路や橋、公園など、生活環境を整えるために使われています。また、警察や消防など、安全に安心して暮らすためのサービスに使われます。パトカーや消防車、救急車が出動するとき、その費用は税金から出るので、お金を払う必要がありません。水道や下水道、ゴミの収集・処理などにも税金が使われています。病気やケガで病院に行ったときに払う医療費や、高齢者のための介護や年金にも税金が使われています。教育の分野でも様々なところで税金が使われています。学校の建物、先生の給与、小中学校の生徒の教科書代などです。公立学校の児童・生徒について、一年間で使われる税金は、一人約90~100万円にもなります。さらに、ロケットの開発など、科学技術の発展のための様々な研究も税金が支えています。日本国内だけでなく、海外の途上国への経済援助にも使われています。

## のうぜい ぎむ 【納税の義務】

### ぜいきん おさ 税金を納めないとななるの？

ぜいきん たいのう  
▶ 税金を滞納している

かくていしんこく ひつよう ひと かくていしんこく  
▶ 確定申告が必要な人が、確定申告をしない

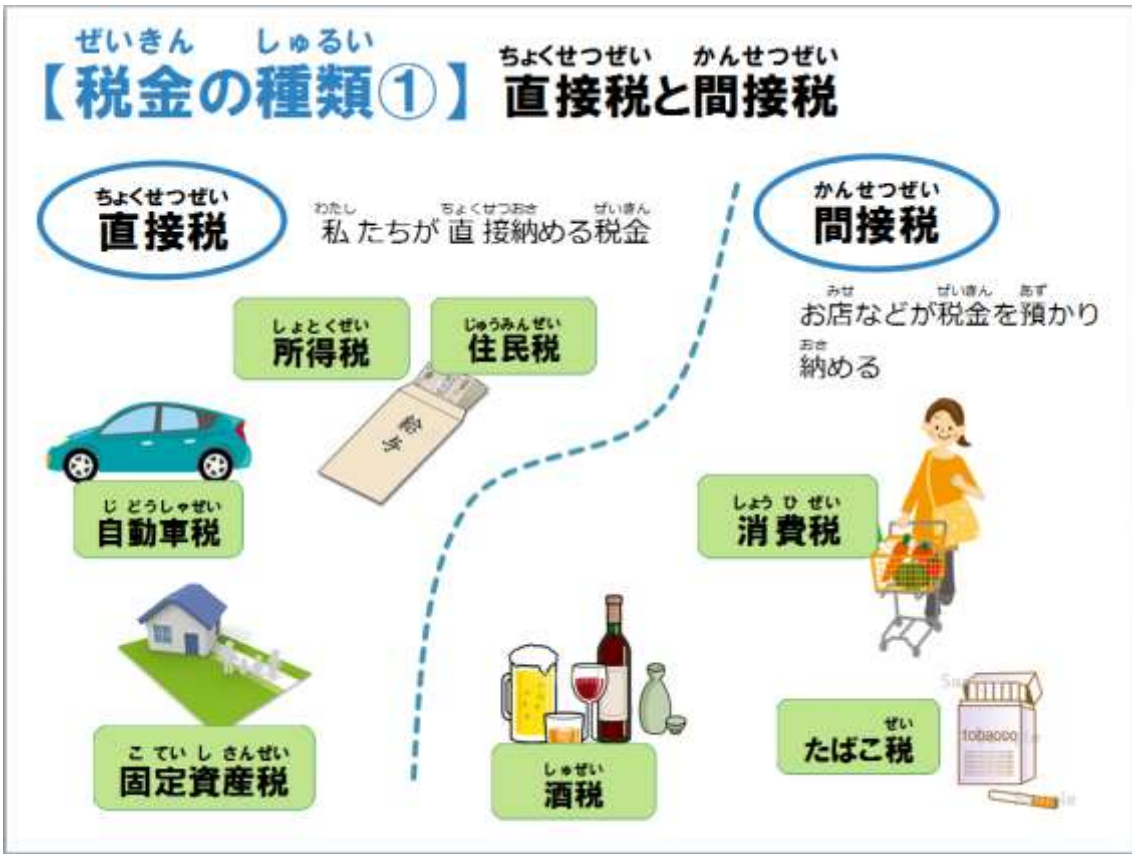
ぜいむしょ ちょうさ う ばあい  
▶ 税務署の調査を受ける場合がある

- のうぜいきんがく おお む しんこく か さんぜい えんたいぜい  
・ 納税金額が多くなる（無申告加算税や延滞税など）
- ざいりゆう し かく こうしん えいじゅうしんせい き か しんせい えいきょう  
・ 在留資格の更新、永住申請、帰化申請などに影響する！

のうぜい ぜいきん おさ ぎむ ぜいきん かなら おさ  
「納税（税金を納めること）」は義務です。税金は必ず納めなければなりません。

ぜいきん たいのう おさ ひと かくていしんこく じぶん しょとくぜい けいさん しんこく  
税金を滞納している（納めていない）人や、確定申告（自分で所得税の計算をして、申告す  
ること）をしなければならないのに申告をしない人は、税務署の調査を受けるかもしれま  
せん。調査を受けた後、もっとたくさんの税金を払わなければなりません。無申告加算税（申  
告しなければならないのに申告しなかったために、追加で払う税金）や延滞税（期限まで  
に税金を納めない場合に、追加で納めなければいけない税金）です。

ぜいきん おさ ばあい ざいりゆう し かく こうしん えいじゅうしんせい き か しんせい えいきょう  
税金を納めない場合、「在留資格の更新」や「永住申請」、「帰化申請」などにも影響があ  
ります。



ぜいきん ちよくせつぜい かんせつぜい しゅるい  
税金には、「直接税」と「間接税」の2種類があります。

わたし ちよくせつ くに ちほうじちたい とどうふけん くしちようそん おさ ぜいきん ちよくせつぜい  
私たちが直接、国や地方自治体（都道府県や区市町村）に納める税金は「直接税」です。  
しよとくぜい じゅうみんぜい じどうしゃぜい こていしさんぜい ちよくせつぜい ぜいむしよ ちほうじちたい とど  
所得税や住民税、自動車税、固定資産税などは直接税です。税務署や地方自治体から届く  
「納付書」を使って税金を納めます。ただし、きゆうよしよとくしゃ かいしゃ みせ きゆうよ  
給与所得者（会社や店から給与をもらって  
いる人）の場合は、しよとくぜい じゅうみんぜい きゆうよ きゆうりよう  
所得税や住民税は給与（給料やボーナスなどを合わせたもの）から  
てんび きゆうよ しはら くま ぜいきんぶん ひ  
天引き（給与が支払われる前に税金分が引かれること）され、かいしゃ わたし か おさ  
会社が私たちの代わりに納  
めています。これを源泉徴収と言います。

かんせつぜい ちよくせつ くに ちほうじちたい おさ ぜいきん ほん わたし  
「間接税」は、直接、国や地方自治体に納めるではありません。税金を払う私たちと、  
さいご ぜいきん う と くに あいだ みせ かいしゃ はい かんせつぜい しよひぜい  
最後に税金を受け取る国などの間にお店や会社が入るので、間接税といいます。消費税や  
しゅぜい ぜい かんせつぜい たと か もの わたし みせ しよひぜい ほん  
酒税、たばこ税などは間接税です。例えば買い物をしたとき、私たちはお店で消費税を払  
います。お店は、あとで国などに消費税を納めます。





また、税金は、どこに税金を納めるかによって、「国税」と「地方税」の2種類に分けることができます。

「国税」は国に納める税金です。所得税、消費税、酒税などがあります。

「地方税」は地方自治体（都道府県や区市町村）に納める税金です。住民税、固定資産税、自動車税があります。

たばこ税は国と地方自治体（都道府県や区市町村）の両方に納めているので、「国税」であり、「地方税」です。

# 【税金の納め方①】

しょうひ ぜい  
消費税

ふ たん ひと  
負担する人

もの が ひと  
物を買った人

おさ かた  
納め方

みせ ぜい きん あず  
お店などが税金を預かり、  
おさ  
納める

▶ 買い物をした時やサービスを受けた時に納める税金

➡ 価格の8%が税金

ほかに、たばこ税・酒税などがある。税は価格に含まれている。

かんせつぜい おさ かた せつめい しょうひ ぜい み  
間接税の納め方について説明します。「消費税」を見てみましょう。

「消費税」は、買い物をしたり、サービスを受けたりした時に納める税金です。消費税は、  
価格（物やサービスの値段）の8%です。例えば、1,000円の本を買った時の消費税は80円  
です。私たちは店に（1,000円+80円=）1,080円を払います。店は消費税80円を国に納め  
ます。

間接税には、そのほかに「たばこ税」や「酒税」などがあり、価格に税金が含まれていま  
す。たばこ税は64.4%です。例えば、1箱430円のたばこは276円が税金です。酒税は種類  
によって税率が違います。



ちよくせつぜい しよとくぜい おさ かた せつめい  
直接税のうち、所得税の納め方について説明します。

じ えいぎょう じぶん しょうばい ひと かくていしんこく  
自営業（自分で商売などをしている）の人は、「確定申告」をしなければなりません。

かくていしんこく かね かせ ひと じぶん いちねんかん まえ とし がつ についたち がつ にち しよとく いち  
「確定申告」は、お金を稼いだ人が自分で一年間（前の年の1月1日～12月31日）の所得（「一  
ねんかん しゆうにゆう しゆうにゆう え ひつよう けい ひ ひ あと きんがく りえき  
年間の収入」から、「その収入を得るために必要な経費」を引いた後の金額（利益）を  
けいさん たい しよとくぜい きんがく かくてい じぶん ぜい むしょ しんこく  
計算し、それに対する所得税の金額を確定して、自分から税務署に申告することです。

かくていしんこく よくねん つぎ とし がつ にち がつ にち あいだ ぜい  
「確定申告」は、翌年（次の年）の2月16日から3月15日の間にしなければなりません。税  
むしょ しよるい だ しよとくぜい おさ ぜいきん おさ ぜいきん  
務署に書類を出して、所得税を納めます。税金を納めないと、あとでもっとたくさん税金を  
はら  
払うことになります。



# ぜいきん おさ かた 【税金の納め方③】

## しょとくぜい 所得税

### おさ ひと 納める人

きゆう よ しょとくしゃ きん む さき つと  
給与所得者（勤務先（勤め  
ている会社や店）から給与を  
もらっている人）

### おさ かた 納め方

げんせんちようしゆう  
【源泉徴収】  
ほんにん ちよくせつおき  
本人は直接納めない。  
きん む さき きゆう よ ぜいきん  
勤務先が給与から税金を  
あず ほんにん か おお  
預かり、本人の代わりに納める。

きゆう よ しょとくしゃ しょとくぜい おさ かた せつめい きゆう よ しょとくしゃ きん む さき つと  
給与所得者の所得税の納め方について説明します。給与所得者とは、勤務先（勤めている  
かいしゃ みせ きゆう よ きゆうりよう あ  
会社や店）から給与（給料やボーナスなどを合わせたもの）をもらっている人のこと  
です。

きゆう よ しょとくしゃ ばあい かいしゃ みせ しゃいん くに ぜいきん おさ かいしゃ みせ きゆう よ  
給与所得者の場合、会社や店が社員のかわりに国に税金を納めています。会社や店は給与  
を支払うとき、社員の税金を計算して、給与を払う前に税金分を預かってしまいます。そ  
して、社員一人一人の所得税を社員のかわりに税務署に申告して、税金を納めます。これ  
げんせんちようしゆう い きゆう よ しょとくしゃ じぶん ぜいきん おさ ばあい おお  
を源泉徴収と言います。給与所得者は、自分で税金を納めない場合が多いです。

きゅう よしょとくしゃ かくていしんこく ば あい  
給与所得者でも確定申告する場合があります

かくていしんこく ひと  
＜確定申告をしなければならない人＞

- ＞ 給与を2か所以上から受け取った
- ＞ 給与以外の所得（※）金額の合計が20万円を超えた

（※）給与以外の所得の例：

預貯金の利子、株式の配当、小売業、生命保険の満期保険金 など

- ＞ 給与の年収が2,000万円を超えた

かくていしんこく ひと > かん せ しんこく きげん ぶくとし ねんかん  
＜確定申告をするとよい人＞ 「還付」申告の期限は翌年から5年間

- ＞ 医療費がたくさんかかった ★領収証は取っておきましょう！
- ＞ 災害や盗難などで被害を受けた
- ＞ 特定の寄付をした
- ＞ 年の途中で退職し、再就職していない
- ＞ マイホームを持った

よくとし がつ にち がつ にち ぜいむしょ しんこく のうぜい  
翌年の2月16日から3月15日に税務署に申告し、納税する

かくていしんこく くわ し ひと し かくていしんこく はなし  
★確定申告について、詳しく知りたい人は、「知っておきたい確定申告の話」  
の教材を見てください。

ただ、給与所得者でも、確定申告をしなければなりません。

- 給与を2か所以上の会社やお店から受け取った
- 給与以外の所得の金額の合計が20万円を超えた

※給与以外の所得は、原稿を書いたときの謝金、講演や通訳をしたときの謝金、貯金の利子、株式の配当金、小売業の売り上げや、生命保険が満期の時に受け取るお金など

- 給与の年収が2,000万円を超えた

また、納めすぎた税金を取り戻すために確定申告をしたほうがいい場合があります。次の場

合は、勤務先では手続きができませんが、確定申告すると納めすぎた税金が戻ってくるか

もしれません。

- 医療費がたくさんかかった
- 災害にあたり物を盗まれたりした
- 寄付をした
- 年の途中で退職し、再就職していない
- 家を買った、など

納めすぎた税金を返してもらうための申告を「還付」申告といいます。還付申告は、翌年の

1月1日から5年間、いつでもできます。つまり、5年前の申告をしてもいいです。

★「確定申告」について、詳しく知りたい人は、「知っておきたい確定申告」の教材を見てください。

# きゅうよしょとくしゃ ぜいきん 【給与所得者の税金】

## げんせんちようしゅう 【源泉徴収】

きんむさき きゅうよ よてい しょとくぜい あず ほんにん か  
勤務先が、給与から予定の所得税を預かり、本人の代わりに  
おさ まいつき  
納める（毎月）

## ねんまつちようせい 【年末調整】

げんせんちようしゅう よてい しょとくぜいがく としさいご きゅうよ しはら  
源泉徴収した予定の所得税額を、その年最後の給与支払い  
ちようせい ねんまつ  
で調整する（年末）

げんせんちようしゅう ひつよう しょうい きんむさき  
源泉徴収に必要な書類を、勤務先に  
まいとし がつごろ ていしゅう  
毎年11月頃に提出する

### しょうい めいしゅう ＜書類の名称＞

- きゅうよしょとくしゃ ふようこうじよなど いどう しんせいしよ  
「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」
- きゅうよしょとくしゃ ほけんりょうこうじよしんせいしよけんきゅうよしょとくしゃ はいぐうしゃこうじよしんせいしよ  
「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

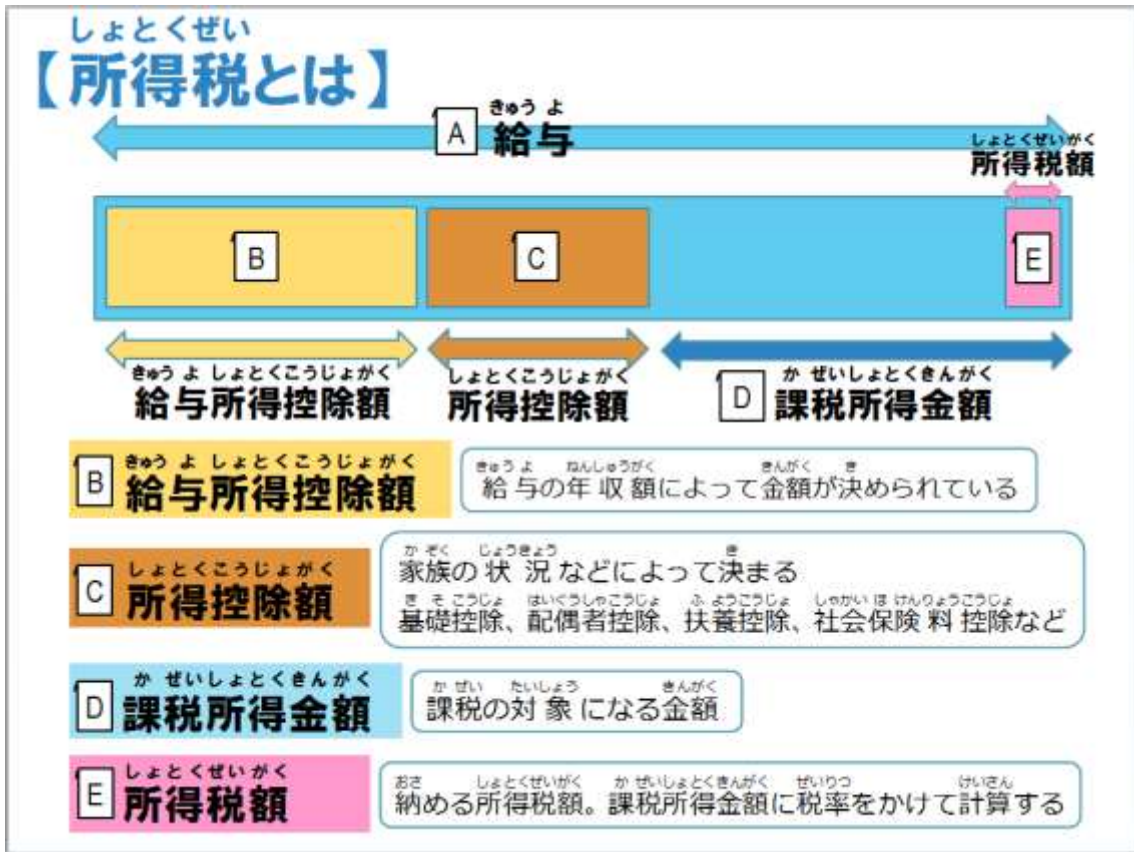
きゅうよしょとくしゃ ぜいきん しょとくぜい げんせんちようしゅう ねんまつちようせい ことば おほ  
給与所得者の税金(=所得税)については、「源泉徴収」と「年末調整」という言葉を覚  
えましょう。

げんせんちようしゅう きんむさき きゅうよ しはらう ぜいきん けいさん きゅうよ はらうまえ ぜいきん  
「源泉徴収」とは、勤務先が、給与を支払うときに税金を計算し、給与を払う前に税金  
ぶん あず ほんにん か くに ぜいきん おさ  
分を預かってしまい、本人の代わりに国に税金を納めることです。

かいしゃ まいつきげんせんちようしゅう ぜいきん き ほうほう けいさん きんがく けつ  
会社が毎月源泉徴収する税金は、決められた方法で計算された、だいたいの金額です。結  
こん こ ども う 生まれたりして家族の数が変わったり、生命保険の保険料を払ったりし  
ていなど、人によって異なる事情は考えていないのです。そこで年末に、人それぞれの  
じじょう かくにん ただ ぜいがく けいさん なお き ぜいがく まいつきげんせんちよう  
事情を確認し、正しい税額を計算し直します。ここで決まった税額と、それまで毎月源泉徴  
しゅう ぜいがく くら さがく いちねん さいご きゅうよ しはらい とき ちようせい ぜいきん  
収してきた税額を比べて、その差額を一年で最後の給与支払いの時に調整します。税金を  
おお おさ す ばあい ひと おさ きんがく もど おさ ぜいきん た  
多く納め過ぎていた場合は、その人に納めすぎた金額が戻ります。納める税金が足りなか  
った場合は、追加で税金が徴収されます。給与から足りなかった金額が引かれます。こ  
ねんまつちようせい い  
れを「年末調整」と言います。

ねんまつちようせい まいとし がつ きんむさき しょうい ていしゅう しょうい きん  
「年末調整」のために、毎年11月ごろ、勤務先に2つの書類を提出します。この書類は勤  
むさき はいふ  
務先が配布します。

- きゅうよしょとくしゃ ふようこうじよとう いどう しんせいしよ  
・「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」
- きゅうよしょとくしゃ ほけんりょうこうじよしんせいしよけんきゅうよしょとくしゃ はいぐうしゃこうじよしんせいしよ  
・「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」



所得税は、図のように、1年間の給与から、給与所得控除額、所得控除額を引いた、「課税所得金額」に税率をかけて、計算します。

A. 【給与】は、勤務先からもらった1年間（1月1日から12月31日まで）の給料やボーナスの合計金額です。

B. 【給与所得控除額】は、給与所得者が働くときに必要な経費として差し引くことのできる金額です。「控除」は、所得金額から差し引くという意味です。一年分の経費の領収証などを集めて、細かく計算するのは大変なので、給与所得控除額はあらかじめ給与の金額によって決められています。自分で領収書などを用意しなくても、控除できます。

※ 給与所得控除額について詳しく知りたい人は、21ページを見てください。

C. 【所得控除額】は、社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険）・基礎控除・生命保険料控除・扶養控除などです。控除額は、扶養家族（お金を出して養っている家族）がいるか、生命保険に入っているか、など、家族の状況によって決まります。

D. 【課税所得金額】は、課税の対象になる金額で、A. 【給与】から、B. 【給与所得控除額】とC. 【所得控除額】を引いた金額です。この金額をもとにして、E. 【所得税額】が決まります。

E. 【所得税額】は、D. 【課税所得金額】に税率をかけて計算します。これが、皆さんが納めなければならない所得税の金額です。

※ 税率について詳しく知りたい人は、21ページを見てください。



# げんせんちょうしゅうひょう 【源泉徴収票】

平成 25 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 東京都 新宿区 下落合 **A**

受給者 伊ハ花 **E**

給料・賞与 **3,935,240** (給料) **2,605,600** (賞与) **401,000** (控除) **125,400** (税額)

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無	有 無	特 定 老 人	特 別	0 円	0	0	
有 無	有 無	特 定 老 人	特 別	21,000	0	0	

(精製) 住宅借入金等特別控除可能額 居住開始年月日

国民年金保険料等の金額 介護医療保険料の金額

配偶者の合計所得 新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額

本人が障害者 乙 本人が障害者 乙 本人が障害者 乙 本人が障害者 乙

中途退社・退職 受給者生年月日

25 〇 ## ## ##

住所(居所)又は所在地 東京都 品川区 上大崎 2-12-2

氏名又は名称 社会福祉法人さばうと 21 (電話) 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*

給与所得者は、勤務先から源泉徴収票をもらいましょう。源泉徴収票を見ると、私たちが納めている所得税額の金額を知ることができます。

げんせんちようしゅうひょう みかた  
**【源泉徴収票の見方】**

**A** 【**支払金額**】  
 支払い金額  
 税金の対象になる金額（通勤費は含まれない）

**F** 【**給与所得控除後の金額**】  
 $A - B$  給与所得控除額 = **F**

**C** 【**所得控除額の合計金額**】  
 社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険）・基礎控除・生命保険料・扶養控除などの合計額

控除は家庭の状況によって異なる

**E** 【**源泉徴収税額**】  
 $F - C = D$  課税所得金額  
 $D \times \text{税率} = E$

税率は課税所得金額によって異なる

げんせんちょうしゅうひょう みかた せつめい  
源泉徴収票の見方を説明します。

A. 【支払金額】は、一年間（1月1日から12月31日まで）に支払われた給与の金額の合計です。いわゆる「年収」です。通勤費（通勤にかかるお金）は所得税がかからないので入りません。

F. 【給与所得控除後の金額】は、A. 【支払金額】からB. 【給与所得控除額】を引いた金額です。「控除」は、所得金額から差し引くという意味です。B. 【給与所得控除額】は、給与所得者が働くときに必要な経費として差し引くことのできる金額です。収入によって控除は決まっています。

※給与所得控除について詳しく知りたい人は21ページを見てください。

C. 【所得控除額の合計金額】は、一年間の「所得控除」を足した合計金額です。「所得控除」は、家族の人数や状況などで決まる控除（所得金額から差し引くこと）です。控除には、社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険）、基礎控除（税金を納めるすべての人が所得金額から引くことのできる控除）、生命保険料控除、扶養控除などがあります。「所得控除」については、次のページでもう一度説明します。

E. 【源泉徴収税額】は、一年間に源泉徴収された所得税の金額です。課税所得金額に税率をかけて計算できます。D. 【課税所得金額】（税金を出すもとなる所得金額）は、F. 【給与所得控除後の金額】からC. 【所得控除額の合計金額】で計算します。

※課税所得金額にかける税率は、金額によって違います。詳しく知りたい人は21ページを見てください。



源泉徴収票のC.【所得控除額の合計金額】について、詳しく見てみましょう。

「所得控除額」は、青の点線で囲んだ部分の情報をもとに計算してあります。

配偶者(妻か夫)や扶養親族(お金を出して養っている親族)、体が不自由な家族がいる場合は、その人数などが書いてあります。社会保険料や生命保険料は、控除される金額が書いてあります。

「所得控除額」を決める資料として、毎年11月頃、会社やお店に2つの書類を提出します。

- ・「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」
- ・「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

2つの書類の記載が間違っていると、「所得控除額」も正しく計算できません。正しい情報を書きましょう。書き方が分からない時は、会社の人や、よく分かる人に聞きましょう。

## じゅうみんぜい 【住民税とは】

- **毎年1月1日に住所のある都道府県や、  
区市町村などに納める税**
- **「前年」の所得にかかる税金**
- **納税方法は2種類**
  - **「特別徴収」** 給与から本人の代わりに勤務先が納める
  - **「普通徴収」** 区などから送られる納付書で支払う

住民税は、毎年1月1日に住民登録をしている都道府県や市区町村などに納める税です。  
金額は、前の年の所得で決まります。

住民税の納め方は2つあります。「特別徴収」と「普通徴収」です。給与所得者は、「特別徴収」が基本です。しかし勤務先の規模が小さい場合などは、「普通徴収」となってしまうこともあります。

「特別徴収」は、会社などが毎月の給与から住民税額を引いて、本人の代わりに市区町村に納める方法です。毎年5月ごろに会社を通して「特別徴収税額通知書」が届きます。この通知書に6月から毎月支払う住民税の額（1年間の住民税額の12分の1）が書かれているので確認しましょう。

「普通徴収」は、自分で納める方法です。毎年6月ごろに、区市町村から「納税通知書」と「納付書」が送られてきます。この「納付書」を使って納税します。納めるのは1年に4回で、1年間の住民税額の4分の1ずつ支払います。納付する期限（〆切）は6月30日、8月31日、10月31日、1月31日です。納税通知書と納付書が届かない場合は、区市町村の住民税の窓口にお問い合わせましょう。





ぜいきん

税金についてわからないことがあったら

こくぜいちょう

さんこう

くだ

「国税庁」ホームページを参考にして下さい

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/000.pdf>

のうぜい ぎ む  
『納税は義務』

ぜいきん かん と あ  
税金に関する問い合わせは

ちか ぜい む しょ  
お近くの「税務署」に！



のうぜい ぎ む ぜいきん そうだん しつもん ちか ぜい む しょ  
納税は義務です。税金について相談や質問があったら、近くの「税務署」にしましょう。

おぼ 覚えておきたい税金のことば

ことば	意味	スライド No
のうぜい 納税	ぜいきん おさ 税金を納めること	4, 10, 18, 19
たいのう 滞納	ぜいきん おさ おく 税金を納めるのが遅れる	4
むしんこく か さんぜい 無申告加算税	しんこく しんこく ついか 申告しなければならないのに申告しなかったために、追加で はら ぜいきん 払う税金	4
えんたいぜい 延滞税	きげん ぜいきん おさ ばあい ついか おさ 期限までに税金を納めない場合に、追加で納めなければいけ ない税金	4
かくていしんこく 確定申告	じぶん しょとくぜい けいさん しんこく 自分で所得税の計算をして、申告すること	4, 8, 10, 11
かんぶしんこく 還付申告	おさ す ぜいきん もど 納め過ぎた税金が戻ってくること	10, 11
きゆうよ しょとくしゃ 給与所得者	きんむさき つと かいしゃ みせ きゆうよ きゆうりよう 勤務先（勤めている会社や店）から給与（給料やボーナス などあを合わせたもの）をもらっている人	5, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 17, 18
てんび 天引き	きゆうよ しはら まえ ぜいきんぶん ひ 給与が支払われる前に税金分が引かれること	5
げんせんちようしゆう 源泉徴収	きゆうよ しはら まえ かいしゃ みせ ぜいきんぶん あず しゃいん 給与が支払われる前に、会社やお店が税金分を預かり、社員 のかわりにしんこく ぜいきん おさ 申告して税金を納めること	5, 9, 11, 12, 14, 15, 16
しょとく 所得	いちねんかん しゆうにゆう ひつよう けいひ 「一年間の収入」から、「その収入を得るために必要な経費」 をひいたあとのきんがく（りえき） を引いた後の金額（利益）	8, 10, 14, 11
ねんまつちようせい 年末調整	ねんまつ いちねんかん ぜいがく かくてい げんせんちようしゆうがく ちようせい 年末に一年間の税額を確定して源泉徴収額と調整すること	12
げんせんちようしゆうひよう 源泉徴収票	いちねんかん しゆうにゆう げんせんちようしゆう しょとくぜいがく しょうめい しょ 一年間の収入や源泉徴収した所得税額などを証明する書 類	13, 14, 15
こうじよ 控除	しょとくきんがく さ ひ 所得金額から差し引くこと	13, 16
き そ こうじよ 基礎控除	ぜいきん おさ ひと しょとくきんがく ひ 税金を納めるすべての人が所得金額から引くことのできる こうじよ 控除	13, 15
ふようかぞく 扶養家族	かね だ やしな かぞく お金を出して養っている家族	13

【給与所得控除の金額について】平成28年分 ※国税庁のホームページより

課税される所得金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合には、65万円
180万円を超え、360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円を超え、660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円を超え、1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円を超え、1,200万円以下	収入金額×5%+170万円
1,200万円を超える	230万円

同じ年の源泉徴収票が2枚以上ある場合は、支払金額の合計額で考えます。

【課税所得金額の税率について】平成27年分以降 ※国税庁のホームページより

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え、330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え、695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え、900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え、1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え、4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円を超える	45%	4,796,000円

例えば、「課税所得金額」が350万円の場合には、次のように計算します。

- 350万円に、税率20%をかけます。 $350万円 \times 20\% = 70万円$
- 70万円から、控除額427,500円をひきます。 $700,000円 - 427,500円 = 272,500円$   
272,500円が「所得税」となります。

作成 さくせい ワーカーズ・コレクティブ生活クラブFPの会 せいかつ かい  
社会福祉法人さぽうと21 (本教材の責任者：矢崎 理恵) しゃかいふくしほうじん ほんきょうざい せきにんしゃ やざき りえ

しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人さぽうと21  
〒141-0021 とうきょう 東京都 しながわ 品川区 かみおおさき 上大崎 2-12-2 かい ミズホビル 6階  
Tel : 03-5449-1331 Fax : 03-5449-1331 E-mail : [info@support21.or.jp](mailto:info@support21.or.jp)  
Homepage : <http://www.support21.or.jp>